

成年後見制度推進に係る神奈川県の実施について

1 本県における成年後見制度利用状況の推移

2000（平成 12）年 4 月の成年後見制度導入以降、成年後見制度の利用状況は増加傾向にあり、そのほとんどが法定後見によるものとなっている。

また、身寄りがなく、身内から虐待を受けている、親族が協力しない等の理由により申立てをする人がいない方の保護を図る制度である「市町村長申立」についても増加しており、法定後見件数に占める割合も、2014（平成 26）年は約 15%となっている。[参考資料 1](#)

2 課題（利用しやすい成年後見のしくみづくり）

成年後見制度の利用促進を図るため、制度の普及啓発に取り組むとともに、親族がいない・親族の協力が得られない等の場合に対応するため、親族後見人以外の第三者後見人の確保が重要となることから、法人後見の立ち上げ支援や市民後見人の養成等に取り組む必要がある。

3 市民後見人の養成等について（「市民後見人あり方検討会」における検討）

かながわ成年後見推進センター（神奈川県社会福祉協議会）に委託し、成年後見に関する活動経験又は学識経験を有する者や市町村職員、市町村社会福祉協議会職員を構成員とした検討会を設置し、神奈川県における市民後見人の養成等について検討を行った。[参考資料 2](#)

（1）設置時期

平成 24 年 5 月 30 日～平成 26 年 3 月 31 日

（2）検討結果の概要

市民後見人として家庭裁判所から選任を受け、活動していくためには、管理・監督体制と十分な支援体制の構築が不可欠であることから、本県では市民後見人養成研修修了者が法人後見を実施している市町村社会福祉協議会の後見サポーターとして活動し、十分な経験等を経て、個人受任できる体制を整備していくこととした。

4 平成 27 年度の取組み

(1) 市民後見人の養成

事業名	事業内容
かながわ成年後見センター事業 [予算額] 22,504 千円 (一般財源 21,445 千円、国庫補助金 1,059 千円) ※神奈川県社会福祉協議会(受託)	市民後見人養成講座の座学部分を市町村と連携し実施 ・市民後見人養成講座(基礎研修)の実施 2 会場 ※実践研修は市町村が実施
市民後見推進事業費補助 [予算額] 32,699 千円 (地域医療介護総合確保基金を活用)	市町村が行う市民後見人の養成や活動支援に対する補助 [補助対象市町村] 11 市 [補助基準額・補助対象事業] メニュー方式 区分ごとに上限を設定し、補助率 10 分の 10 としている。 ①市民後見人養成のための研修の実施 ア 市民後見人養成研修(実践研修) 656 千円 イ 資質向上研修 1 回当たり 425 千円(2 回 まで) ②市民後見人活動推進のための組織体制の構築 883 千円 ③市民後見人の適正な活動のための支援 3,802 千円

(2) 法人後見の立上げ支援

事業名	事業内容
かながわ成年後見センター事業 ※再掲 [予算額] 22,504 千円 (一般財源 21,445 千円、国庫補助金 1,059 千円) ※神奈川県社会福祉協議会(受託)	市町村社会福祉協議会の法人後見の立上げや担当者の 質の向上のための支援 ・法人後見立上げ支援(市町村社協) ・市町村社協法人後見受任団体連絡会(年 2 回) ・法人後見担当者研修(市町村社協) 4 日間 ・NPO 法人後見受任団体連絡会(年 2 回)
成年後見人材育成事業 [予算額] 2,336 千円 (地域医療介護総合確保基金を活用) ※神奈川県社会福祉協議会(受託)	NPO 法人等の法人後見担当者等の質の向上支援 ・担当者研修 ・困難事例検討会 ・地域意見交換会

(3) 成年後見制度の利用促進

事業名	事業内容
かながわ成年後見センター事業 ※再掲 [予算額] 22,504千円 (一般財源 21,445千円、国庫補助金 1,059千円) ※神奈川県社会福祉協議会(受託)	県内の成年後見制度の利用を支援する拠点として設置 [職員配置] 常勤2名、非常勤1名(社会福祉士又は精神保健福祉士を配置) [主な業務] ・相談窓口の設置 ・出張相談・相談会 ・市町村困難事例検討会 ・関係機関連絡会(年2回、家庭裁判所と弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士・税理士関係団体)
家庭裁判所との連絡協議会 [予算額] 0円	市町村長申立ての手続きでの確認事項、市民後見人や法人後見に関する事等の協議や報告(年3回) [構成員] 家庭裁判所、県社会福祉協議会、関係市町村、関係市町村社会福祉協議会、県
成年後見制度セミナー [予算額] 163千円 (県単)	市町村長申立てを円滑にできるよう、市町村担当者向け研修の実施(年2回) [講師] 弁護士、家庭裁判所書記官、市町村職員等

【参考】

○神奈川県における高齢者の状況

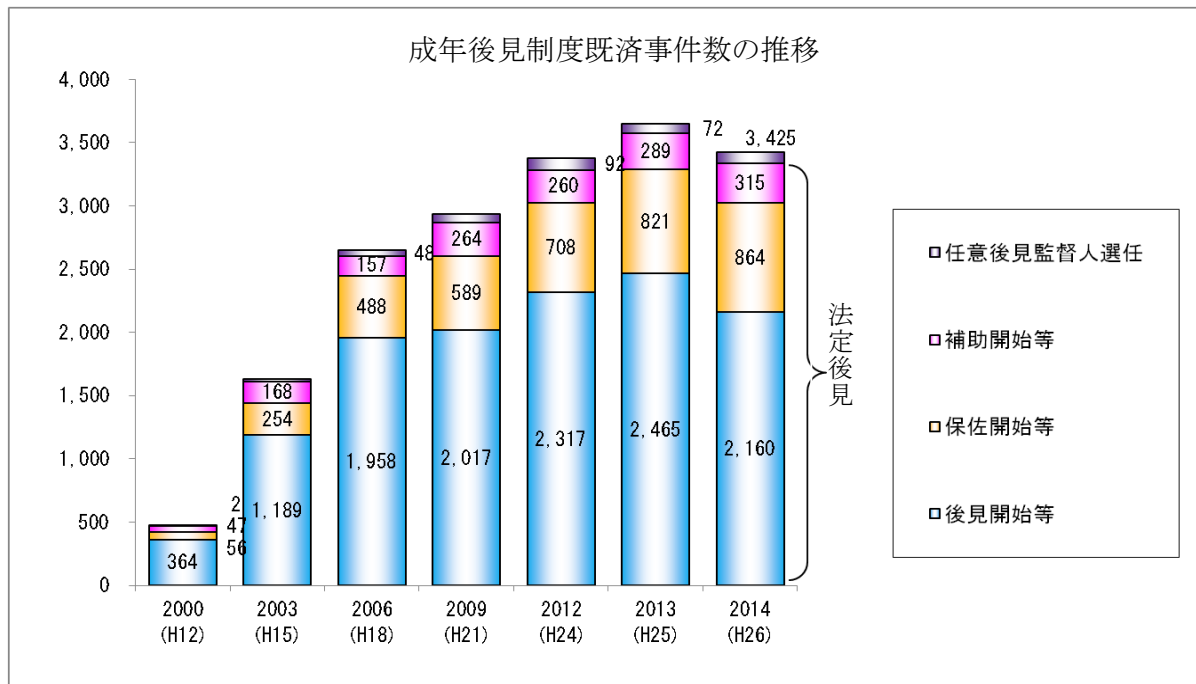
(単位：千人)

区分	昭和 50年度	平成 7年度	平成 22年度	平成 27年度	平成 52年度
総人口	6,398	8,246	9,048	9,148	8,343
65歳以上	337	908	1,820	2,203	2,919
15～64歳	4,425	6,098	5,989	5,796	4,607
0～14歳	1,632	1,232	1,188	1,149	817

○神奈川県における知的障害者の状況(H26.3.31現在)

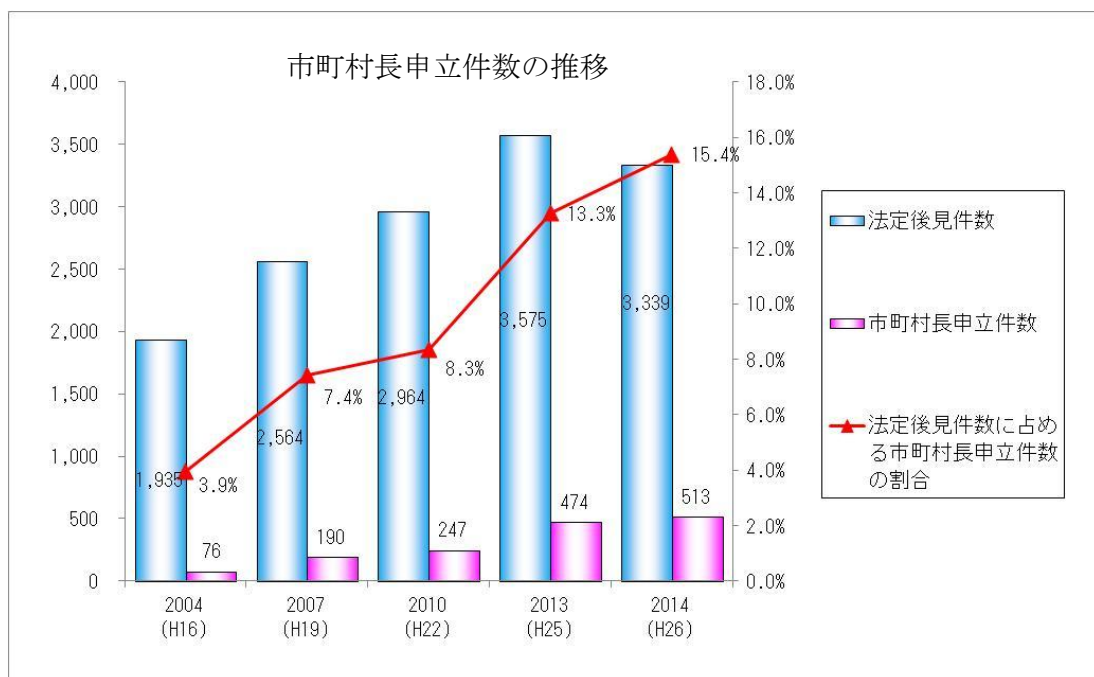
(単位：人)

地域	総数	18歳以上 (65歳以上内数)	18歳未満
政令市	39,546	23,492	16,054
中核市	2,803	2,119	684
政令市・中核市を 除く県計	18,023	11,915	6,108
県計	60,372	37,526	22,846



注 1 横浜家庭裁判所調べ。(暦年集計。)

2 法定後見（後見開始等、保佐開始等及び補助開始等）には取消事件等を含む。



目 次

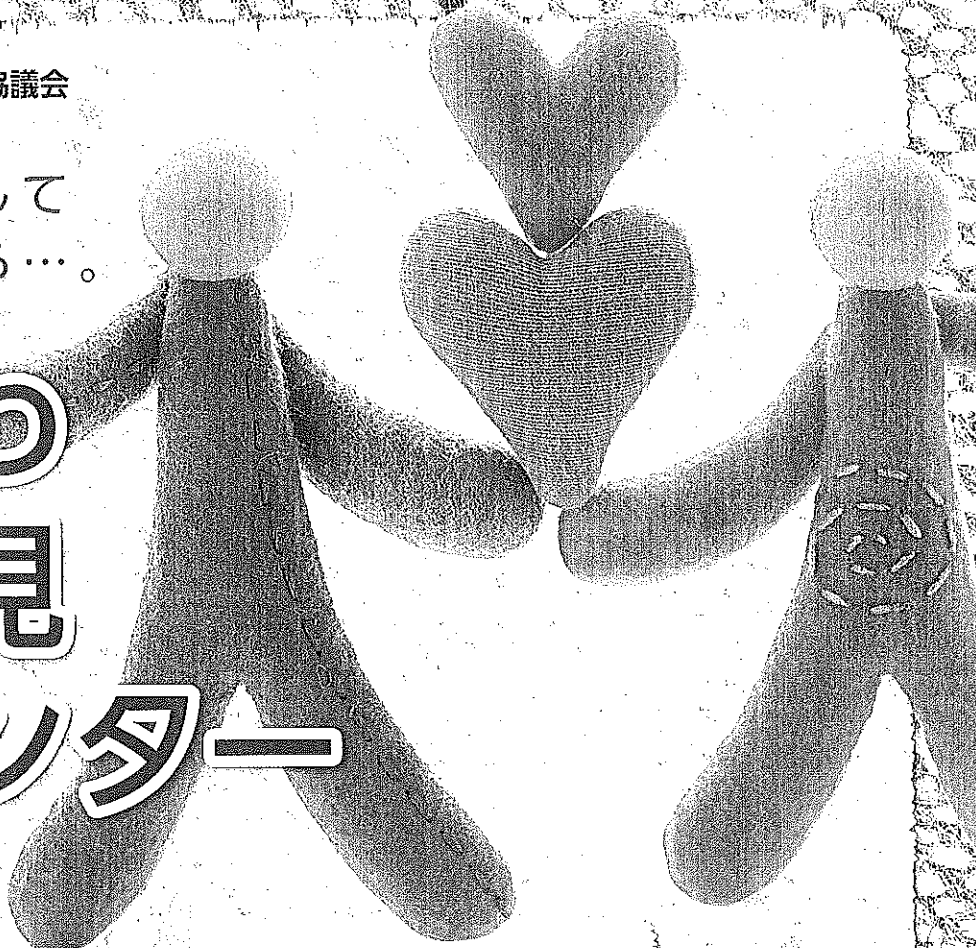
1	はじめに	1
	(1) 本検討会の設置	
	(2) 本報告について	
2	成年後見及び市民後見の現状	1
	(1) 神奈川県内の成年後見制度の利用状況	
	(2) 神奈川県内の市民後見人養成の取組状況	
	(3) 他府県における市民後見人養成の取組状況	
3	市民後見人養成のあり方	3
	(1) 市民後見人養成のあり方検討にあたって	
	(2) 市民後見人養成のあり方に関する基本的な考え方	
	(3) 養成カリキュラムの検討及び講座実施結果	
	(4) 養成後の各種支援及び体制整備について	
4	まとめ	10
	(1) 養成カリキュラム（基礎・実践）及び実施	
	(2) 今後の展開	
資料		
別表 1	成年後見等開始の審判及びその取消等事件の新受件数	12
別表 2	「市民後見人」の就任・活動類型の整理	13
別表 3	「後見サポーター（市民後見人）」の到達目標	14
別表 4	「市民後見人養成講座（基礎研修・実践研修）における科目概要」及び「基本テキストとの対応表」	16
参考資料		
		24
	神奈川県「市民後見人養成あり方検討会」設置要綱	56
	市民後見人養成あり方検討会委員名簿及び検討経過	59



社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

自分らしく、安心して
暮らし続けたいから…。

かながわ 成年後見 推進センター



1 成年後見の相談窓口

【主な相談内容】

- ①成年後見制度の説明・情報の提供
- ②申立手続きの説明・書き方等の支援
- ③親族後見人に対する相談・助言
(後見内容・後見での困りごと等)

- ④弁護士による法的助言の提供(※)

【相談窓口】(祝祭日・年末年始は休み)

- 電話相談/月～金曜日〈随時〉
- 来所相談/毎週月・水曜日〈予約制〉
午前 10 時 00 分～午前 11 時 45 分
午後 1 時 40 分～午後 4 時 15 分

相談・お問い合わせ先

かながわ成年後見推進センター

TEL 045-312-5788 / FAX 045-322-3559

2 出張説明会・相談会

成年後見制度の利用を支援する立場から、県内の各地域に出向いて、説明会や相談会を行います。

【主な対象】

- 地域の家族会や当事者の会
- 相談支援機関
- 障害者施設の家族・職員研修会
- その他

*月～金 午前 9 時から午後 5 時まで
(祝祭日・年末年始は休み)

※成年後見についてのご質問、ご相談については、お話をよく伺いした上で、回答・助言をし、必要に応じて法的助言(弁護士)を行います。

障害のある方や高齢の方への
成年後見制度の利用を支援します。

3 身近な地域での成年後見制度の充実の支援

- 新たに法人後見に取り組む市町村社協等を支援
- 法人後見受任団体との連携推進、法人後見担当者養成研修
- 成年後見制度の利用実態、法人後見実施状況についての情報収集など

※これらの事業は社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会が神奈川県の委託を受け実施しています。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、大きく分けると、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つがあります。

法定後見制度 ＊＊＊＊＊＊

判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を利用できるように、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分かれています。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

任意後見制度 ＊＊＊＊＊＊

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

<法務省民事局発行「成年後見制度 成年後見登記」より抜粋>

かながわ県民センター

横浜駅西口・きた西口より
徒歩5分

ヨドバシカメラ
マルチメディア横浜

三井生命
ビル

東洋ビル

高島屋

西口

横浜モアーズ

東田町

至大和・小田原
上大岡・桜木町

至渋谷・東京

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

かながわ成年後見推進センター

〒221-0835

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階

かながわ権利擁護相談センター(あしすと)内

TEL 045-312-5788 FAX 045-322-3559

E-mail: assist@knsyk.jp